

令和 8 年度

広島市会計年度任用職員（学習サポーター・特別支援教育アシスタント）募集案内

広島市教育委員会特別支援教育課

1 職種・採用予定人数

- (1) 学習サポーター・若干名
- (2) 特別支援教育アシスタント・若干名

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※ 令和 9 年 4 月 1 日以降について、引き続き任用をお願いすることがあります。

3 職務概要

勤務する幼稚園や学校において、以下の業務に従事していただきます。

【学習サポーター】

- (1) 通常の学級に在籍する学力向上等を目的とした対応が困難な児童生徒等への個別指導の補助等
- (2) 特別支援学級に在籍する学力向上等を目的とした対応が困難で軽度の障害がある児童生徒等への個別指導の補助等
- (3) (1)及び(2)に該当する児童生徒等のための授業準備の補助、提出物の確認等
- (4) 担任教諭等との連絡調整、情報共有等
- (5) 校外学習等の引率補助（旅費及び児童生徒等の泊を伴わない活動に限る。）
- (6) その他、所属長が必要と認める業務

【特別支援教育アシスタント】

- (1) 通常の学級に在籍する肢体不自由の児童生徒等の支援・介助、個別指導の補助等
- (2) 担任教諭等との連絡調整、情報共有等
- (3) 校外学習等の引率補助（児童生徒等の泊を伴わない活動に限る。）
- (4) その他、所属長が必要と認める業務

4 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）による特別永住者
- (2) 次のいずれにも該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 申込手続

(1) 提出書類

採用試験申込書(3か月以内に撮影した写真(正面向き、脱帽、上半身のもの)を必ず貼付してください。)

(2) 受付期間

随時

※ 申込書を受け付けた方から、勤務地等条件の合う幼稚園や学校を紹介させていただきます(欠員に応じて順次採用しますので、欠員の状況によっては紹介できない場合もあります。)。

(3) 提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目7番40号

広島市教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育課 (APエルテージ国泰寺ビル 3階)

※ 持参による申込みは、8時30分から17時15分(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までです。

※ 郵送の場合は、配達証明又は簡易書留扱いとした上で、封筒に「学習サポーター・特別支援教育アシスタント応募書類在中」と朱書してください。

6 採用方法等

(1) 採用試験申込書に記載の情報から、勤務地等条件の合う幼稚園や学校を紹介します。

(2) 選考試験は、各幼稚園・学校において面接を随時実施します。選考の結果、採用が決定した方から随時採用します。

7 勤務条件等

(1) 勤務時間

学習サポーター

原則、1日4時間(年間680時間)又は1日2時間(年間340時間)

※ 業務状況などにより、本人との合意の上、原則勤務時間と異なる勤務時間を割り振る場合があります。

※ 勤務時間、始業・終業時間及び休憩時間は勤務場所により異なります。

特別支援教育アシスタント

原則、1日4時間(年間712時間)又は②1日2時間(年間356時間)

※ 業務状況などにより、本人との合意の上、原則勤務時間と異なる勤務時間を割り振る場合があります。

※ 勤務時間、始業・終業時間及び休憩時間は勤務場所により異なります。

(2) 勤務日

原則、月曜日から金曜日のうち所属長が勤務を割り振る日

(3) 週休日

原則、土曜日及び日曜日

※ 学校行事により勤務日、週休日に変更になる場合があります。

(4) 休日

国民の祝日に関する法律に規定する休日等

(5) 報酬等

1時間につき1,187円(別途、交通費を市の規定に基づき支給します。)

8 年次有給休暇

有

9 特別休暇

災害等による出勤困難休暇、退勤途上の危険回避休暇、住居の滅失休暇

10 留意事項

希望者が重なる場合等ありますので、任用を希望しても、希望する幼稚園・学校で勤務できない場合があります。

11 問合せ先

広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課 TEL 082-504-2494